

## ■農地法第3条に基づく権利移動

### 1 借り手（買い手）の条件

農地の権利取得には、個人・法人ともに以下の3要件を満たす必要があります。

#### (1) 全部効率利用要件

もともとの経営農地と、新たに借りる（買う）農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うこと。借り手（買い手）が市外居住者の場合、居住地から通作可能であること。

#### (2) 農作業常時従事要件

原則年間150日以上農作業に従事すること。

#### (3) 地域との調和要件

水利調整への参加や、無農薬栽培の取り組みが行われている地域で農薬を使用しないなど、周辺の農地利用に支障がないこと。

### 2 必要書類

- (1) 申請書（農業委員会窓口にあります） 3部
- (2) 登記全部事項証明書（法務局で発行） 1部
- (3) 貸借契約の場合は、該当する貸借契約書 3部
  - ア 賃貸借権の設定の場合 →賃貸借契約書
  - イ 賃貸借権の移転の場合 →賃貸借権移転契約書
  - ウ 使用貸借権の設定の場合→使用貸借契約書
  - エ 使用貸借権の移転の場合→使用貸借権移転契約書

（該当する場合）

- (4) 貸し手（売り手）の住所が登記全部事項証明書と異なる場合  
→ 戸籍附票抄本 1部
- (5) 借り手（買い手）が市外居住者の場合  
→ 住民票謄本・耕作証明書・通作工程図 各1部

### 3 申請から許可までの毎月の流れ

- 〈 随 時 〉 必要書類を農業委員会の窓口へ提出  
↓
- 〈 25日 〉 許可申請書の受付締切（25日が土日祝祭日の場合は翌営業日）  
↓
- 〈 翌月13日 〉 農業委員会総会（13日が土日祝祭日の場合は翌営業日）  
↓
- 〈総会の翌日以降〉 許可の連絡後、来庁いただき窓口にて許可指令書を交付